

政治的判断力の育成をめざす地域史学習の単元開発：
明治後期の地域利益誘導型政治の教材化を通して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 正行 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/7401

【論文】

政治的判断力の育成をめざす地域史学習の単元開発

—明治後期の地域利益誘導型政治の教材化を通して—

鈴木 正行

要旨

本研究の目的は、地域史研究の成果をもとに、地域史学習における政治的判断力の育成を図るための単元開発を行うことである。

「郷土教育」から「身近な地域の歴史学習」に至る変遷を概観すると、地域の発展に努める民衆や不正と戦う民衆の姿、あるいは地域の生活文化を通して、「誇るべき歴史」を顕彰する場として、地域が位置づけられていたことがわかる。別の見方をすれば、地域の歴史の暗部についてはあまり踏み込んで扱われてこなかったともいえる。しかし、地域の暗部とされる事象の中には歴史の実相が隠れており、そこに地域史学習が現在と過去とを結び、生徒の政治的判断力の育成に資する可能性があると考えられる。

そこで、明治後期に静岡県西部地域で起こった中遠疑獄事件を取りあげ、明治期の地域利益誘導型政治と党派間の政争を学習材として、政治的判断力の育成に向けた中学校歴史的分野の単元開発を行った。この単元では、民党間の政争と地域利益誘導型政治の構造、さらにその構造を支える民衆意識について、「公」と「私」の視点から批判的に考察させることにより、地域への利益誘導が議会政治システムに内在する問題であることを生徒に捉えさせ、市民として公正の原理に基づく判断が必要であることを認識させることをめざした。

キーワード

政治的判断力、地域、地域史学習、利益誘導

I. はじめに

2011年3月11日に起こった東日本大震災は、日本の社会に大きな衝撃を与えた。国民のほとんどが、震災にあった人々への迅速な支援と復興に向けた政策を政治家が一丸となって取り組むことを期待した。それにもかかわらず、震災後もあいかわらず政争に明け暮れる政治家の姿に多くの国民が苛立ちを覚え、失望し、政治に対する不信感が広まった。そして、これらの国民感情が単に個々の政党や政治家に向けられるだけでなく、議会制民主主義という政治システムそのものへの疑念を増大させるという深刻な事態を招いている。しかし、政治家たちは民主主義というシステムの中で国民によって選ばれたのであり、責任という問題を突き詰めていけば、それは彼らを選んだ私たち国民のもとに帰することになる。

日本の議会政治史を眺めると、党派間の争いと党利党略、そして地域利益誘導型の政治が、長い間私たちの社会に暗い影を落としてきた。日本の政治史における地域利益誘導型政治は、明治20年代後半から30年代に成立し、様々な弊害を引き起こした。旧民権派の勢力争い、民党と藩閥政府の対立と妥協など、自由民権運動敗北後

の政治的諸相は、現代日本の議会政治の暗部を映し出す鏡でもある。だが、こうした問題は、多数決による集団的意思決定の方法を採っている以上、議会制民主主義というシステムに内在するものでもある。私たちはこのことを常に自覚しながら、政治的判断力を磨き、よりよい社会の実現に向けて常に努力し続けなければならない。中学校社会科においては、政治的判断力の育成は公民的分野の学習内容と関わりが深い。ただ、授業では民主政治の形式的なしくみを扱うことが中心であり、地域利益誘導型政治について、現代の実例を正面から取り上げることはほとんどない。もし、実例を挙げて具体的に深く切り込もうとすれば、現存する政党や政治家への批判となる恐れがある。従って、授業を行うにあたり、現在よりもむしろ過去のできごとの中から現代政治に繋がる事象を検出し、生徒に批判的考察を行わせることの方が、特定の政治教育に陥る危険性は少ないと考えられる。しかし、管見によれば、歴史学習における政治的判断力の育成を目的とした実践はほとんど行われていない。そこで、少し広く捉えて社会的判断力について見ると、溝口和宏による理論研究や宮里浩寧による実践研究等があ

る。溝口は、ラトクリフらによって開発された歴史教育プログラム「Vital Issues of the Constitution」を分析し、歴史上の事件に関する法的判断過程を個人の判断の次元に引き戻して考察させることで社会的判断力の育成を図ることを主張した⁽¹⁾。このプログラムは、アメリカ社会を構成する信教の自由、表現の自由、機会の均等などの価値に基づき、アメリカ史を通して法的判断力を育成することをめざしたものである。一方、宮里は、歴史学習における社会的判断力育成のための授業過程として、概念探求過程と価値分析過程との段階的組み合わせによるモデルを示し、中学校歴史的分野の単元「開国と攘夷」を開発・実践した⁽²⁾。そこでは、社会的判断力育成のための手だてとして、①イメージしやすい葛藤のある選択場面をつくる、②対立を生む討論の場をもつ、ということが挙げられている。両者の研究は、歴史学習における社会的判断力育成のための原理や方法を明らかにしたものである。しかし、溝口の示したアメリカ史学習の単元構成は、日本の歴史教育の実態とは大きく異なっており、原理としては妥当であると考えられるものの、実践するには具体的歴史事象の選択や単元構成の点で克服すべき課題が多い。宮里の場合には、実践に基づく研究として教育現場に受け入れられやすいが、政治的主体としての市民の在り方を考えさせるところまでは迫り切れていない。

政治的判断力を育成するためには、具体的な歴史事象を通して、過去と現在とを結ぶ共通点を構造的に捉えさせることが大切である。その際、中央における政治過程を追うだけでは、単なる権力闘争の過程を眺めるだけに終わる可能性が高い。そこで、地域史研究の成果に基づき、地元地域への利益誘導によって政治的基盤を固めようとする政治家、そこに群がる地域民衆の意識や共同体の様相など、地域の実相を通して議会政治に関わる問題を描き出し、教材開発を行うことが求められる。

以上のことから、本稿では次のような順で考察することとする。はじめに、地域学習における「地域」の位置づけの変遷を辿り、地域の暗部ともいえる事象を扱うことの意義について検討する。次に、静岡県西部地域で起こった中遠疑獄事件を取りあげ、明治期の地域利益誘導型政治と党派間の政争について概観する。最後に、同事件を学習材として、政治的判断力の育成に向けた単元開発について提案する。

II. 地域と地域史学習の位置づけ

本章では、社会系教科教育における地域の位置づけの変遷を概観するとともに、地域の歴史事象を題材として学習を展開することの意義と課題について検討する。

1. 郷土教育と「地域に根ざす社会科」

日本の教育における地域への着目は、戦前の郷土教育

に見出すことができる。郷土教育は、1880年代に日本に紹介されたペスタロッチ派の理論に基づき、地理教授の準備段階として導入された。そして、大正期には自由教育運動の流れの中で、郷土を人格的陶冶の場と捉え、郷土教育を各教科を統合する中心的教科とすることが提唱された⁽³⁾。郷土教育の推進には、柳田国男らを中心に結成された郷土会メンバーによる「郷土科」論が大きく影響していた。宮田登によれば、民俗学者として郷土教育に強い関心を抱いていた柳田国男は、①郷土科の教育においては、郷土愛を高揚することを目的とすることだけでは不十分であり、郷土生活の真実の姿を発見して教える必要があること、②比較研究のない皮相な事物の観察のみで、自分の郷土だけを見て郷土教育に利用するという態度は、真の郷土教育を育むものではないこと、などを指摘していた⁽⁴⁾。地域調査の基本である比較研究によって、子どもたちに地域の現実を客観的に認識させることが郷土教育の目的であると考えている点で、柳田の郷土教育論は戦後の社会科につながる論理を有していたといえよう。

郷土会に参加していた人文地理学者の小田内通敏は、歴史地理学的調査に基づいた郷土教育を樹立することを主張し、1930年に郷土教育連盟を結成した。当時、文部省は、疲弊した農村経済の脱却を図る自力更生運動と結びついた国家主義的な郷土教育を押し進めようとしていた。これに対し、連盟の活動は、文部省的郷土教育に対抗する下からの郷土教育運動という性格をもっていた。文部省の進める郷土教育が、郷土の偉人の顕彰やお国自慢による愛郷心の育成という傾向が強いのにに対し、連盟の運動には、郷土の調査・研究を通して地域の状況を具体的に認識していこうとする方向性があった⁽⁵⁾。しかし、郷土教育運動は1931年から32年にかけてピークを迎えたのち低迷し、1941年の国民学校令施行後には愛国心の総合的育成を担わされることとなった。

敗戦後、大正自由教育期から昭和初期に培われた郷土教育の蓄積は、生活経験カリキュラムに基づく初期社会科の実践を支える役割を果たした。初期社会科においては、川口プランや本郷プランなど、問題解決学習論に基づく地域社会科教育計画が各地で作成された。その際、子どもたちの生活の場である地域に焦点を当て、地域が抱える社会的課題や子どもたちの生活課題の解決をめざした教育が展開された。1953年には、戦前の郷土教育連盟の成果を受け継いで、郷土教育全国連絡協議会が発足した。同会では、具体的事象をもとに、ものごとを深く考える場として郷土を位置づけ、子どもの主体性を重視した学習が進められた。同会は、歴史教育者協議会（以下、歴教協とする）とも連携した活動を展開し、1958年に独自の機関誌である『郷土と教育』を発刊するまで、歴教協と『歴史地理教育』の共同編集を行った⁽⁶⁾。一

方、系統主義の立場からは、近代史文庫・愛媛県歴教協により、従来の郷土史、地方史、地域史を克服するという目的で「地域社会史」が提起された。地域社会史論では、「民衆が地域社会変革の主体＝人民に成長する過程を重視」し、地域社会は階級的・体制的の矛盾が貫徹する場として捉えられた⁽⁷⁾。

周知のように、1958年の学習指導要領改訂によって、社会科は系統学習へと大きく転換していった。黒羽清隆は、「保守陣営・革新陣営の双方から、『社会科』観の根本的なちがいにみてもかわらず、歴史教育の独立と『系統』的歴史学習の確立が求められることによって初期社会科が消え去り、系統性・科学性の名のもとに、社会科がその豊かさを失っていったと述べている⁽⁸⁾。社会科が系統学習へと転換した時期は、日本の高度経済成長期と重なっている。急速に進行した社会の構造的変化への対応として、「地域に根ざす社会科」が唱えられ、1960年代後半から1970年代にかけて歴史教育の理論化への取り組みがなされた。歴教協は、第21回山形大会(1969年)での「安保も帝国主義も地域にゴロゴロしている」という農民の発言を受け、「地域を見つめ、掘りおこせばさまざまな矛盾と民衆のたたくかきが見えてくる。その矛盾は決して地域だけの問題ではなく、日本の問題であり、世界の問題ですらある。この地域・日本・世界を串刺しにして、時代や社会のしくみに切り込んでいき、子どもたちに主権者にふさわしい社会に対する確かな目を育てる」ための場として地域を位置づけた⁽⁹⁾。そして、1972年度の研究方針の中で、「地域における民衆のたたくかきの掘り起こし」を提起した。このような動向の中で、安井俊夫は、「東国と大和朝廷」の実践を発表し、敗北史観の克服をめざして、民衆が歴史を発展させてきたという歴史観と、子どもが「わかる」という認識との接点を地域に求めた⁽¹⁰⁾。

「地域に根ざす社会科」の代表的実践である若狭蔵之助、安井俊夫、鈴木正気の実践を分析した小原友行は、①地域住民の生活現実とそこでの問題、問題解決のための地域住民の行為、その結果としての生活の向上・発展というように、地域住民の立場から捉えた認識内容を教育内容とし、民主教育を担う主権者としての人間の育成を目的としている、②教材として、地域住民の問題解決的な生活行為の事実を選択している、③直観(感覚・知覚)による経験的認識の積み重ねから科学的認識へと認識を発展させる過程として授業過程を組織している、などの共通点を挙げている⁽¹¹⁾。これに対し、地域籠城型の地域史学習の克服を唱える須賀忠芳は、「地域に根ざす社会科」のめざすところが、「地域の歴史を『掘り起こし』、学習主体に対し、地域の独自性を強調するとともに、中央史観からの脱却を図らしめ、地域の歴史に誇りを持たせることにあったといえる」として、その限

界を指摘した⁽¹²⁾。生徒にとって、地域は親近感や誇りを感じることでできる歴史事象を学べる場である。しかし、地域史学習においては、地域の独自性を追求すればするほど、理性的認識を欠いた感覚的認識の中に埋没していく危険性を孕んでいることも念頭に置かなければならぬであろう⁽¹³⁾。

2. 地域の生活文化と民俗学の成果の導入

「地域に根ざす社会科」が提唱され、広がりを見せつつあった1969年、新たな学習指導要領が示された。この時の中学校学習指導要領地理的分野では、「郷土」が「身近な地域」へと改められた。改訂に携わった朝倉隆太郎は、その理由として、①「郷土」という語が生育地と現住地という両方の意味を持っているため、学習対象を現住地とする際に紛らわしくなる、②「郷土」が目的原理と方法原理の両方を含む語であるため、地理的分野の学習において「郷土」を方法原理として位置づけるには「身近な地域」という表現が必要になった、と述べている⁽¹⁴⁾。これ以降、「身近な地域」という用語は現在に至るまで使われており、生徒の居住する市町村、学区、自治会、生活圏など様々な意味合いを含みながら教育現場に定着している。

1977年の改訂では、地域の生活文化が重視され、中学校および高等学校学習指導要領において、「民俗学の成果」を導入することが明記された。学習指導要領歴史的分野の改訂にあたった佐藤照雄は、社会科への民俗学導入の趣旨として、「従来の歴史学習はともすると事件名・事項名の羅列になり、かんじんなその時代の生活が浮き彫りにされない傾向に対する反省からでている」と述べている⁽¹⁵⁾。佐藤によれば、事件や重要なことがらの生じた要因・背景や影響は、社会生活の中に深く溶け込んでおり、生活の変化の中に歴史の進展が具体相となって表れているため、事件や事象の歴史的意義を捉えるには生活文化の視点が欠かせないのである。また、文部省にとって、生活文化の視点や民俗学の成果を取り入れることは、人民闘争史観が地域史学習を通して展開することへの対処という点からも理に適っていたといえよう。このような歴史教育の動向について、歴教協の渡辺賢一は、「文部省も『地域に根ざす』『地域を掘り起こす』『民衆の立場』『子どもの共感』などをとりあげ、『人間社会科』などともいうようになった。これは地道にすすめられてきた『地域に根ざす』歴史教育を無視できなくなったあらわれであった」と評している⁽¹⁶⁾。このころ黒羽清隆も、民衆の生活文化に着目し、柳田民俗学の成果を生かす道筋を、水田農耕における用水確保の系統性など、具体的な教材論によって指し示していた⁽¹⁷⁾。佐藤と黒羽は、家永教科書裁判において、互いに被告(国)側と原告(家永三郎)側の証人として法廷に立つことも

あったが、立場の違いを超えて、共に社会科歴史教育に危機感を抱いており、各時代の生活文化を重視することや民俗学・文化人類学等の成果を歴史学習に取り入れることの必要性を主張していたのである。

3. 学び方を学ぶ場へ

1996年の第15期中央教育審議会第1次答申において、教育の基本方針として「生きる力」の育成が示された。答申を受けて定められた1998年改訂の中学校学習指導要領では、「生きる力」の育成が最重要課題とされ、社会科においても、社会事象を対象として、自ら課題を見つけ、自らの力で調査し、課題を解決していく過程の中で、「学び方を学ぶ学習の充実」を図ることがめざされた⁽¹⁸⁾。特に地理的分野での変化が大きく、従来の地誌学習から調査学習へと比重が移され、「地域の規模に応じた調査」が設定された⁽¹⁹⁾。この場合の地域とは、「身近な地域」、「都道府県規模の地域」、「国家規模の地域」であった。歴史的分野では、新たに「身近な地域の歴史調査」が設定され、目標の一つとして、「(4)身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味や関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」ことが示された。これを受けて、指導内容に大項目(1)「歴史の流れと地域の歴史」が設けられ、(ア)日本の歴史について関心のある主題を設定しまとめる作業的な活動、(イ)身近な地域の歴史を調べる活動、という二つの学習活動を行うこととなった。ここでは、調査学習や問題解決的な学習を通して、歴史の「学び方」を習得させることがめざされた。学習指導要領の作成にあたった佐伯真人によれば、身近な地域の歴史調査は、地域の具体的な歴史事象の調査を通して、①日本全体の歴史をより具体的に理解させること、②身近な地域に対する関心を深めさせること、③歴史の学び方を身に付けさせること、の三点をねらいとしていた⁽²⁰⁾。このように、地域は歴史事象を学ぶ場から「学び方を学ぶ」場へと、その位置づけが変化したのである。なお、身近な地域の学習と「生きる力」の育成が結びつく中で、歴教協の宮原武夫は、「知識の伝達に終わることなく、歴史を探究し、歴史像を構成し、歴史的問題意識を触発する」場として、地域を位置づけている⁽²¹⁾。

学力低下論争の沸騰⁽²²⁾といわゆる「ゆとり教育」批判が展開される中で示された2008年改訂の中学校学習指導要領では、地理的分野において調査学習から地誌学習へと大きな揺り戻しが起こり、地域の調査は「身近な地域」を対象とするものに縮小された。一方、歴史的分野では、身近な地域の歴史学習に関係する目標(4)は、1998年改訂のものとはほとんど変わっていない。しかし、2006年の教育基本法改正と2008年1月の中教審答申にある

「我が国の伝統や文化等に関する教育の充実」を受け、内容(1)「歴史のとらえ方」に、「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め」という文言が加えられ、国際社会で活躍する日本国民の育成を目的とする「伝統や文化」の学習が一層重視されるようになった⁽²³⁾。

4. 地域の暗部と政治的判断力

ここまで、戦前の郷土教育から戦後の初期社会科および「地域に根ざす社会科」を経て、「学び方を学ぶ」場へと至る地域の位置づけを概観した。郷土愛、愛国心、民族の独立など、各時期の社会状況や思想的立場によって地域学習に求めるものは異なるものの、それらに共通することは、困難を乗り越えて地域の発展に努める民衆や不正と戦う民衆の姿、あるいは地域の生活文化を通して、地域の「誇るべき歴史」を顕彰しようとするものであった。別の見方をすれば、地域の歴史の暗部については深く踏み込んで扱われてこなかったともいえる。地域の歴史事象を扱うことは、時には現在その地域で生活している人々に負の影響を及ぼしかねないことがある。そのため、地域学習の題材の提供源となる自治体史の編纂過程においても、地域の暗部そのものを深く追及しないことに一定の配慮がなされている⁽²⁴⁾。しかし、地域の暗部とされる事象の中に歴史の実相が隠れており、そこに地域史学習が現在と過去とを結び、生徒の政治的判断力の育成に資する可能性がある。

これまでの地域史学習においては、地域の暗部と見なされる歴史事象を直視して相対化し、そこから学習主体の政治的判断力の育成をめざしてなされた教材開発はほとんどない。地域の不正を扱う場合も、不正そのものを学習の対象とするのではなく、様々な圧力に抵抗し、不正と戦った人々の姿に焦点が当てられる場合がほとんどである。例えば、百姓一揆の指導者や自由民権運動家、公害問題と戦った人々、地域の発展に功績のあった人物などの軌跡をたどり、その顕彰を行うことはあっても、不正と戦う姿が検出できないような事件を対象とするものはほとんど見られない。いわばポジティブな民衆像の検出に関心が払われてきたといえる。その理由としては、①学習者に社会の変革主体としての成長を期待するには、社会の困難に立ち向かう変革者・抵抗者としての民衆の姿を示すことが求められたこと、②敗北史観の克服をめざす歴史教育にとって、展望を見出しにくい歴史事象は学習素材となりにくいこと、③学習者の政治倫理的判断力の育成を視野に入れた場合、地域の不正に関する事実的知識を扱うだけでは、倫理観・価値観の形成に迫るには不十分であると考えられたこと、④不正を行った当事者やそれを許容した地域民衆に対し、学習者が現在の視点から処断するという態度に陥る危険性のあること、などが考えられる。確かに、ポジティブな民衆像を

見つけ出し学習者に示すことの意義は大きい。ただ、民衆は生きていく上で、強さ、弱さ、したたかさ、ずるさ、優しさ、醜さなど、様々な面をもっている。また、社会には非合理的で理不尽なことが多々あり、私たちはそのことを無批判に受け入れて日常生活を送っていることも多い。それ故、ポジティブな民衆像を扱うのみでは、社会の有り様とそこに生きる民衆の真の姿を捉えることは不可能である。

従って、歴史学習を通して政治的判断力を育てるには、ネガティブな面にも目を向ける必要がある。ただし、その場合、地域の暗部を曝き処断するというような姿勢ではなく、背後に隠れた社会的構造や当時の人々の立場や意識に目を向けるとともに、今を生きる地域の人々に対しても最大限の配慮をなさなくてはならない。そこで、歴史教育において地域の暗部を学習材として扱うには、(i) 事象に関わった人々の正・不正という倫理面に直接焦点を当てるのではなく、事象の背後にある社会状況や社会構造に目を向けさせた上で価値判断へと向かわせる、(ii) 当時の人々の立場—もし自分ならどう考え行動するか—になって思考・判断させる、(iii) 問題とする事象を一面的に見るのではなく、学習者に様々な角度から検討させ多面的・多角的に捉えさせる、などの工夫が必要となる。

本章では、筆者が自治体史の編纂事業に関わった際の調査結果をもとに、明治後期の地域利益誘導型政治の成立を題材として考案した学習計画を提案する。本学習を通して、当時の政治状況を批判的に考察させることにより、議会政治というシステムに内在する弱点に着目させ、主権者として必要な政治的判断力の育成を図りたい。

Ⅲ. 単元開発「議会政治のはじまりと政党」

1. 学習材となる歴史事象

自由民権運動が敗北し、大同団結運動も失敗に終わった後の政党の動きについては、民権期の対権力的な華々しさに比べて地味な印象がもたれている。中学校歴史的分野の教科書では、「急速な国力の発展には、政治の安定が必要でした。それまで対立していた、政府と議会の過半数をしめる政党（民党）は協力するようになり、政党の力が強まりました。政党を中心にして議会を円滑に運営しようと考えた伊藤博文は、1900年、立憲政友会を結成しました。立憲政友会は、これ以後の政党の中心になりました」⁽²⁵⁾ という記述があるのみである。一方、高等学校日本史の教科書では、隈板内閣の成立と瓦解から、第2次山県内閣による軍部大臣現役武官制の採用を経て、伊藤博文と憲政党（自由派）による立憲政友会の結成に至る過程の記述の中で、政党間の対立について触れられている⁽²⁶⁾。しかし、中学・高校いずれの教科書も、この時期に形成され現在に至るまで続く議会政治の

負の側面、すなわち地域利益誘導型政治についての記述はなされていない。そこで、まずは本学習案のもととなる歴史事象について、以下に概説しておこう⁽²⁷⁾。

議会政治のもとでの党派間抗争は、早くも帝国議会の開設された明治20年代から見る事ができる。明治20年代の静岡県内の政治情勢についてみると、「静岡県ハ富士駿東郡ヲ除ク外、改進黨ノ勢力頗ル盛ニシテ、県會議員ノ多数ハ同党ノ占ムルトコロ、正副議長ハ勿論其他ノ役員悉ク之ヲ占有セリ」⁽²⁸⁾ というように、立憲改進黨系が自由党系に対して優勢であった。しかし、この時期は、基本的には民党対藩閥政府という対抗の図式が根底にあり、次に述べるような地域社会を巻き込んだ露骨な政党間の争いが顕在化するまでには至っていなかった。

民権運動以来の藩閥政府対民党という図式が崩れ、中央や地方の政治構造が大きく変化するのは、日清戦争後から日露戦争に至るいわゆる日清戦後経営期である。1898年6月、進歩党と自由党との合同によって憲政党が結成され、隈板内閣が誕生した。しかし、日清戦争後の帝国主義的発展を指向して「積極主義」（軍備拡張・増税・産業の育成）を進める自由派（立憲自由党—自由党—憲政党—立憲政友会）と、地租増徴に反対し「消極主義」（民力休養・軍備縮小）をとる進歩派（立憲改進黨—進歩党—憲政党—憲政本党）との溝を埋めることはできなかった。そのため、憲政党はわずか4カ月余りで分裂し、同年11月には進歩派が憲政本党を結成するに至った。こうした動きの中で、官僚支配と政党勢力の妥協的連携が進展し、政党勢力が体制内に取り込まれるとともに自由、進歩両派の政争が激化した。

この影響は、すぐに静岡県政にも現れた。静岡県会では、憲政本党の議員たちが自由派の加藤知事の更迭を図って予算案を否決し、12月には知事に対する不信任決議を行った。これに対して、加藤知事は県会を解散したが、選挙の結果、再び憲政本党の議員が多数派を占めた。そこで、加藤知事は進歩派色の強い郡長・警察署長・吏員を更迭し、かわりに自由派の者で態勢を固め、次回選挙への布石を打った。1899年8月、加藤知事の後任として来県した自由派の小野田知事は、〈資料1〉にみるように、進歩派への弾圧と激しい選挙干渉を行った。その結果、両派の立場が逆転し、憲政党が県議会において多数を占めるようになった。自由派は、県会議長・県参事会員等の要職を独占して県官僚組織をおさえるとともに、道路建設等の土木事業を積極的に行い、資本主義的発展に対応する政策を推進した。その際、政党・行政吏・業者間の癒着による汚職や党勢拡大のための不正行為が横行した。党派間の対立の構造は、町村段階にまで持ち込まれて町村が政争の場となり、党争に由来する数々の不正事件が起こることとなった。

なかでも、志波知事のもとで1902年1月に発覚した中遠疑獄事件は、県政を揺るがす大事件となった。この事件は、磐田郡井通村・富岡村・福島村・天竜村（現磐田市域）の村長や助役、村会議員らが、伝染病避病院・隔離病舎の建築にあたり、村費の負担を逃れるために、県政友会の力を得て、建築費を過大に申告して高額な補助金を受け、県税を騙取したというものである。事件の構造を示すと図1のようになる。

自由派の地盤であった井通村や富岡村では、政党の力を背景とした県官への働きかけによって県費補助金を獲得した。福島村や天竜村の場合は、もとは進歩派の勢力の強い地域であった。しかし、村の財政が苦しく、伝染病予防法（1897年）に基づく県からの指導によって、一刻も早く避病院を建設しなければならない状況に追い込まれていた両村にとって、補助金の交付はどうしても必要であった。そこで、福島村の村長らは、補助金交付の援助を得るために憲政党へ入党した。また、天竜村の村長と収入役にいたっては、憲政本党を脱党して政友会に入党した。さらに、同村では各字ごとに区長もしくは議員1、2名ずつの割り当てで入党した。両村とも、補助金の獲得に関わる運動費・謝礼として、政友会中遠事務所補助金の一部を寄付した。事件で摘発された村は4カ村であったが、実際には磐田郡下の多くの村々が援助を受けるために金銭の提供を行っていた。憲政党一政友会は、こうした町村の事情に乗り、多額の資金を集めて党勢の拡大を図ったのである。

（資料1）
 拝啓仕候。陳者、加藤本県知事は止むを得ざる事情のため今回転任相成候得共、後任小野田知事は吾党に同情を表せらるゝは勿論、本部総務委員と西郷内務大臣との間に於て交渉の上、堅く内約の次第も御座候間、県下の黨員に採りては至大の便益も有之。殊に今回新任さるべき池永書記官及び天野警部長は、孰れも自由派出身にして、本部の特に推薦する処に有之候得ば、吾党に便益を与ふるは申す迄も無之に付、寧ろ選挙及び党勢拡張上には一層好都合に相運び可申旨、本部より不取敢通牒の次第も有之条、此際奮て党勢拡張に努められ候様精々御配慮被成下度、右御含迄に申進候間、可然御了承相成度。早々不展。
 明治卅二年八月十日 憲政党静岡支部
 第五区憲政党見付事務所御中
 右之通支部より通知有之候処、本文の義は秘密に属せる件に付、同志者以外には猥りに御洩し無之様、御注意相成度、念為申添候也。
 明治卅二年八月十日 憲政党見付事務所
 （浜松市龍山町大嶺 青山大須計氏所蔵「明治三十二年干渉選挙」『静岡県史』資料編13近現代三 六三―六四頁）

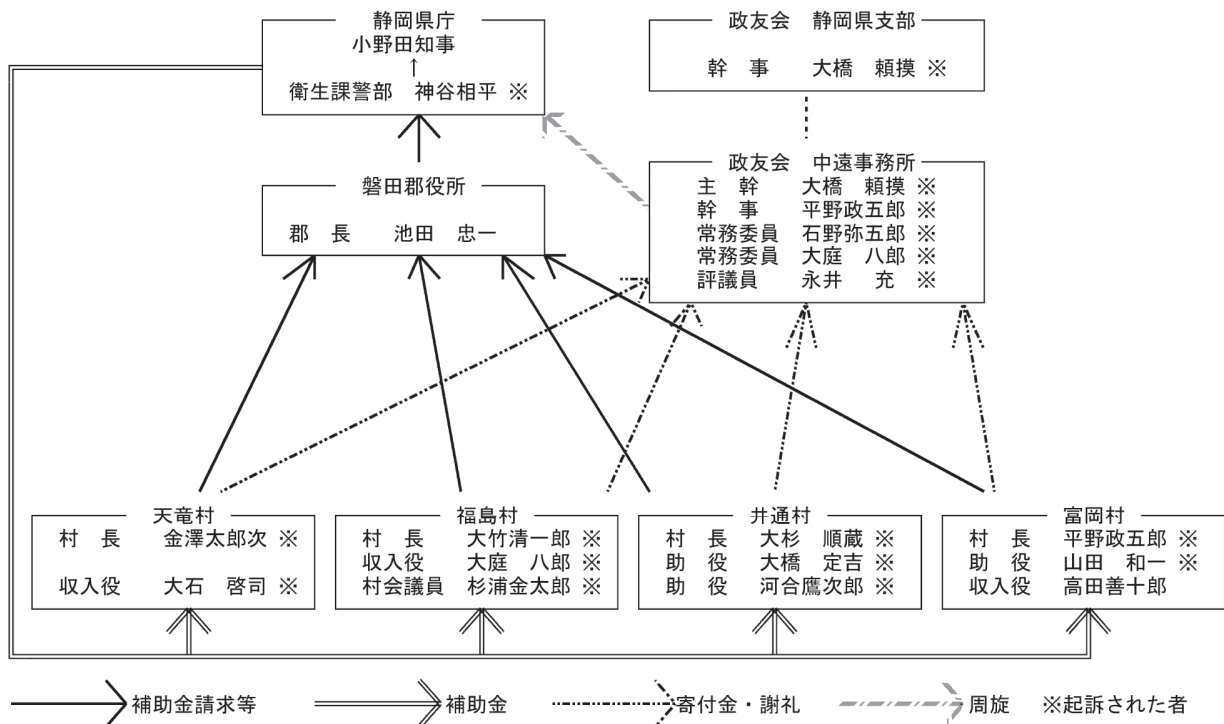


図1 中遠疑獄事件の構造
 『中遠事件予審調査』甲・乙・丙（大橋健二家所蔵）をもとに作成

<資料2>は、進歩派系の『静岡民友新聞』に掲載された記事である。検挙され裁判にかけられた村長らには、自分たちの行為は村＝公のために行ったものであり、私利のためではないという意識があった。村会をはじめ、村民たちの多くもこの考えを支持し、裁判に出かける被告たちを中泉駅（現磐田駅）まで村を挙げて見送ったり、村費による補助金の返還を村会で決議したりした。だが、彼らの行為が真に「公」のためとはならないことは、記事にも述べられている通りである。

以上のように、日本資本主義の確立期である明治30年代に、自由民権運動の系譜をもつ政党が変質し、地域利益誘導型政治の原型が形作られたといえよう。

（資料2） 『静岡民友新聞』明35・1・30
 今回の疑獄に依りて政友会の悪徳陋態が実際に現はれ、県下の
 税政と党弊とは本社が論述したるよりも甚だしきは明白になり
 しより、中遠地方に於ても同党に愛想を尽すもの多きより、同
 会黨員等は奇々怪々なる口実を設けて醜類を弁護し、井通福島
 其他諸村の人民を惑はし居れり。其口実に曰く
 今回の事件にて拘引されたる人々は全く村民の利益を計る為
 に罪を犯したるなり。決して自分の私利を計りたる次第に非
 ず。故に村民は拘引中の人々に見舞いを送り、之が放免を祈
 るべし。又夫の進歩派は之を發きて罪に落し、結局は補助金
 の残余を取戻され村負担額をも徴収され、村民の迷惑寡な
 らざるべし云々
 彼等の思想が是ほど誤り居ればこそ大胆なる犯罪をも為したる
 なり。（中略）若し之を善き事とせば、遂には国家の為とか政
 党の為とか又は公共団体の為とか口実を設けて、白昼盜賊の横
 行する世の中となる可し。否現に公盜の横行するを見つゝある
 なり。特に醜類は村民の利益のみを目的としたるにあらず。中
 には自己の利欲を計りたるものも寡ならず。縦ひ其悪業が村
 民の利益となりたればとて、詐欺を遂げ公金を盗みて得たる利
 益が永く保持さるべきに非ず。遂には村名を汚すのみか村民の
 損失を招くは自業自得と云ふ可し。去にても「目的さへ善けれ
 ば手段の善悪を問はず」と云ふ星（星亨―引用者）一流の誤り
 たる思想が社会を害毒するとは実に恐るべきものあり。

2. 単元の構想

政治的判断力は、市民的資質を構成する要素の一つであり、適正な社会認識体制によって、政治的事象を正しく認識・評価・決断する能力である。図2は、森分孝治による市民的資質の構造を示したものである⁽²⁹⁾。児玉康弘は、市民的資質を捉える上で、この構造図が現時点で最も無理なく大方の人たちを納得させるモデルであるとしている。そして、戦前と戦後における民族意識の歴史的变化を題材に、小単元「日本人は単一民族か、複合民族か」を考案し、授業前後の市民的資質の変化を図2を用いて具体的に示した⁽³⁰⁾。図3は、児玉にならい、政治的判断力を市民的資質の構造に位置づけたものである。この図では、地域の歴史事象を批判的に考察し、議会制民主主義システムに内在する利益誘導型政治への指向性を検出することにより、市民としての政治的判断力が育成されることを表している。ただし、本実践案における到達目標としては、合理的意思決定や実践的態度、さらにその先にある市民的行動には及ばず、社会認識体制の内に限定するものとする。

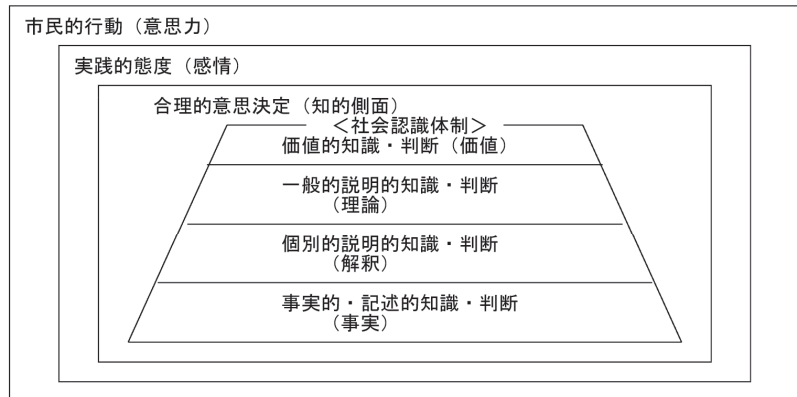


図2 市民的資質の構造 (森分孝治「市民的資質育成における社会科教育—合理的意思決定—」『社会系教科教育研究』第13号、2001年より引用)

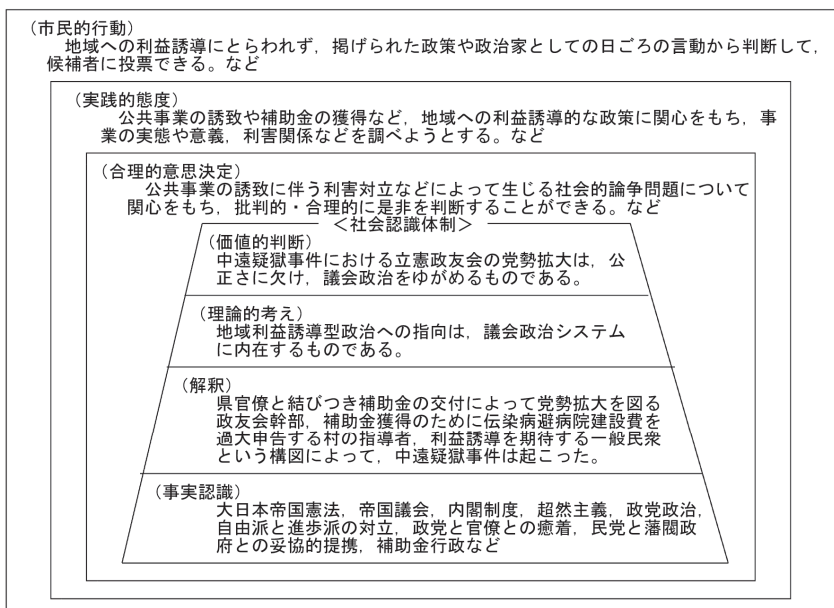


図3 市民的資質における政治的判断力の構造

<学習計画案>

1 小单元名 「議会政治のはじまりと政党」 (中学校歴史的分野「立憲国家の成立」において実施)

2 小单元の目的

- ・大日本帝国憲法の制定と帝国議会の開設によって議会政治が始まり、当初の民党対藩閥政府という対立の図式が、次第に民党と藩閥政府との妥協・提携へと転換する政治過程において、日清・日露戦間期を中心に地域利益誘導型の政治構造が形成され、政党政治家と官僚組織との癒着や、地域を巻き込んだ党派間の争いが展開したことを理解させる。
- ・政党政治家による地元地域への利益誘導とそれを求める民衆意識は、議会政治システムに内在する指向性であることに気付かせ、社会事象を批判的に考察し、広い視野と開かれた態度で、公正な政治的判断力を身につけることの必要性を理解させる。

3 小单元の構成

I 導入

- ・現代政治における国会議員の両面性—国政の担当者と地域の代表者—と、国会議員に対する地域住民の期待という観点から、議会制民主主義の在り方と有権者としての政治的判断力について考えさせるための意識づけを図る。

II 展開 1

- ・大日本帝国憲法の制定と帝国議会の開設に向けた政治過程から、自由民権運動敗北後の民党と藩閥政府との対抗の図式を捉えさせる。
- ・大日本帝国憲法下における内閣と議会との関係や各勢力の支持基盤、基本的な政治のしくみなどを理解させる。

III 展開 2

- ・明治 30 年代に静岡県で起こった中遠疑獄事件を学習材として、町村段階にまで持ち込まれた党派間の勢力争いの実状を通して、地域利益誘導型政治の構造と地域民衆の意識を捉えさせる。

IV 終結

- ・明治期に地域で起こった党派間抗争と利益誘導を求める地域民衆の意識などへの批判的考察を通して、地域利益誘導型政治が議会政治システムに内在する指向性であることを理解させるとともに、社会を担う市民として、社会事象を批判的に考察し、広い視野と開かれた態度で、公正な政治的判断力を身につけることが必要であることを理解させる。

4 小单元の学習過程 (6時間)

	教師の発問・指示	予想される生徒の反応	指導上の留意事項
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・もしあなたが国会議員を選ぶとしたら、次のどちらを選ぶか。 (A) 国全体のことよりも自分の住む地域に公共事業や補助金を多くもってくることに熱心な候補者。 (B) 国全体のことを優先に考えて政策を行おうとする候補者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの生活の向上が第一なので、地元の地域に利益をもたらしてくれる (A) の候補者を選ぶ。 ・国会議員は、国の政策を決めるために選ばれた人たちなので、自分の地元のことよりも国全体のことを考えて行動する (B) の候補者を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国会議員は地域の代表として選出され、国政全体を担っている存在であることを意識させる。 ・地方空港の建設問題等の事例を挙げる。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・国会の開設に向けて、政府はどのような準備を行ったか。 ・自由民権派は議会の開設に向けてどのような動きをとったか。 ・自由民権派の運動が再起したことに対し、政府はどのような対応をとったか。 ・大日本帝国憲法は、どのような内容だったか。 ・帝国議会はどのようなしくみだったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤博文をヨーロッパに派遣して、ドイツの憲法などを調べさせた。 ・太政官制を廃止して内閣制度をつくり、伊藤博文が初代内閣総理大臣となって憲法制定の準備を進めた。 ・国会開設に向けて、分裂していた民権派の運動の結集が図られ、1886年に高知出身の後藤象二郎が大同団結を唱えた。1887年には、地租の軽減、言論集会の自由、外交失策の回復 (対等条約の締結) をめざす三大事件建白運動も起こり、政府に迫った。 ・保安条例を公布して、民権派を東京から追放した。 ・天皇が元首として日本を統治し、帝国議会の召集、解散、軍隊の指揮、条約の締結、戦争の開始などの権限をもっていた (天皇主権)。 ・国民は臣民とされ、法律の範囲内で言論、出版、結社の自由などが認められていた。 ・貴族院と衆議院の二院制だった。 ・貴族院と衆議院は対等の関係だった。 ・帝国議会と内閣はそれぞれ独立した機関だった。 ・予算や法律の成立には議会の同意が必要だったため、内閣が政策を進めるためには、内閣は議会の協力が必要だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【資料①】 ・藩閥政府は自由民権派を抑えるために、君主権の強いプロシアの憲法を参考にしたことを押さえる。 ・自由党が再結成され、立憲改進黨の動きも活発化したことを補足する。 ・日本国憲法と比較し、相違点や共通点を確認する。 ・超然主義をとる内閣との関係について補足する。
閉	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院の選挙権は、どのような人たちに与えられたか。 ・帝国議会の議員にはどのような人たちが選ばれたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権は、直接国税を 15 円以上納める満 25 歳以上の男子だけに与えられた。 ・選挙権をもつ者は、裕福な地主や都市の資産家を中心であった。 ・日本の人口の約 1% の人たちであった。 ・衆議院は、地方の裕福な地主や旧民権派の人たちが議員の多くを占めた。 ・貴族院は、皇族や華族、天皇が任命した人たちが議員になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・帝国議会の開設によって、地方の有力な農民に政治参加の機会が訪れたことを押さえる。 ・議員の多くが地租軽減を求める地主の代表であったことが、政府と対立する要因の一つだったことを押さえる。
1	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院と藩閥政府はどのような関係になったか。 ・自由派 (自由党系) と進歩派 (立憲改進黨系) はどのような関係にあったか。 ・民権運動の系譜を引く政党間で争いが起こったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政費の削減による地租軽減を主張する旧民権派 (民党) と、地租の増徴によって行政費や軍事費などの増額をめざす政府が厳しく対立した。 ・第 1 次松方内閣は激しい選挙干渉を行って民党候補者の選挙活動を妨害したが、結局民党が議会で優位を占めた。 ・自由派と進歩派が結びついて憲政党が結成され、大隈重信を内閣総理大臣、板垣退助を内大臣とする内閣が誕生したが、わずか 4 カ月で分裂した。 ・積極主義 (軍備拡張・増税・産業の育成) をとる自由派と消極主義 (民力休養・軍備縮小) をとる進歩派の対立が大きくなり、政治的地盤をめぐる勢力争いが激しくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日清戦争の勝利による賠償金の獲得が、自由派の転換 (政費削減・民力休養→積極主義による民力養成) の下支えとなったことを補足する。 ・自由派と進歩派の支持基盤や利害関係の違いに着目させる。

	<ul style="list-style-type: none"> 藩閥政府が激しく争っていた民党（旧民権派）と提携したのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府が予算の承認を議会で受けるためには、民党の協力が必要だったから。 	<ul style="list-style-type: none"> 【資料②】 ・伊藤博文と結んだ自由派が立憲政友会を結成したことを補足する。
<p>展 開 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中遠疑獄事件とは、どのような事件か。 ・伝染病避病院を建設するための補助金はどのように使われていたか。 ・次々と自由派の村に補助金が交付される中で、もし自分が進歩派の村長だったらどのような行動をとるか？ ⑦進歩派をやめて自由派に入り、その代わりに補助金を獲得する。 ④進歩派のままでいて自由派の不正を社会に訴える。 ・各村の村長や助役、議員たちが、進歩派から自由派へと変わったのはなぜか。 ・裁判の中で、村の指導者たちはどのようなことを主張したか。 ・裁判にあたり、村民たちはどのような行動をとったか。 ・村民たちが、裁判に出かける被告たちを駅まで見送ったのはなぜか。 ・反対派（進歩派）はどのように主張したか。 ・裁判の結果はどうなったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由派の大物県会議員である大橋頼模が、県の官僚と提携し、伝染病避病院の建設に関わる県からの補助金交付を利用して自由派の勢力拡大を図るとともに、各町村が偽りの申告をして補助金を不正に受け取った事件。 ・建設費を過大に申告して補助金を多く受け、その一部が補助金交付の謝礼として自由派への寄付金に使われた。 ⑦の意見 ・村のためには補助金が必要だから、自分の信念を曲げて補助金を得ることを優先する。 ・進歩派にいることによって、自分の村には補助金がもらえず、村人が苦しむから。 ④の意見 ・不正をしてまで補助金を得ようになると、正しいことが行われない社会になってしまうから。 ・自分の信念を曲げてまで補助金を獲得する必要はないと思うから。 ・村の財政負担が苦しい中で、自由派に入らないと県からの補助金が受けられなかったから。 ・補助金を詐取したのはあくまでも村（＝公）のためであり、決して自分（＝私）の利益のためではない。 ・村のために行った行為だとして、被告となった村の指導者たちを応援した。 ・憲政党一立憲政友会に従わなければ村の伝染病避病院を建てることはできなかったとして、被告となった人たちに同情した。 ・不正を行ったのだから有罪となっても仕方ないとした。 ・村長たちは村のために県からの補助金を獲得しようとしたのであり、私欲のためではないと考えたから。 ・このようなことがまかり通れば、公共のためなどという口実をつけて、盗みが公然と行われるような世の中になってしまう。 ・県の補助金を騙し取ったので有罪である。 ・自分のためではないと言っても、補助金を党の勢力拡大に利用したのだから有罪である。 ・自分のためだけでなく、村のためにやったことなので無罪である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【資料③】 ・民党の政治的基盤と対立について補足する。 【資料④】【資料⑤】 ・自由派は積極主義（鉄道敷設と公共事業の拡充）、進歩派は消極主義（地租軽減と民力休養）を主張したことに触れる。 ・現在の視点から中遠疑獄事件を処断するのではなく、議会政治システム内在する利益誘導型政治への指向性に気づかせることを目的とする。 【資料⑥】 ・『静岡民友新聞』は進歩派の新聞であることを補足する。 ・「公」と「私」の意識に着目させる。 ・裁判に向かう被告である村長たちを村を挙げて中泉駅（現磐田駅）まで見送ったり、裁判所宛書に情状酌量を訴える嘆願書を書いたりしたことを補足する。 ・村の指導者たちは有罪（禁錮刑）、大橋頼模は証拠不十分で無罪となったことを補足する。
<p>終 結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元地域への利益誘導と政党や政治家の勢力争いは、この時代だけのことか。 ・地域利益誘導型の政治はなぜ行われるのか。 ・地域の利益と代表者（政治家）への期待との関係について、どのように考えるか。（導入時の発問について再び考えさせる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代でも、道路・空港・ダムなどの公共事業のほか、経済の活性化に影響を与えるイベントの開催、企業・工業団地の誘致など、政治家の力によって地域への利益誘導が行われることがある。 ・議会制民主主義のもとでは、議会で多数派を占める必要があるため、利益誘導を巡って、政党政治家と官僚組織との癒着が生じやすい。 ・議員は、地元地域への利益誘導によって、自己の政治基盤を確保する必要が生じる。 ・地域住民は、議員に地域への利益誘導を期待する。 ・政治家に対しては、地域の代表者として、地域に利益をもたらすことを期待するのは当然である。 ・自分の地域のことだけでなく、他の地域や国全体のことも配慮する必要がある。 ・時には自分の地域が多少不利益を被っても、全体の利益を考えることも大切である。 ・地域利益誘導型政治は、議会制民主主義をゆがめるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にある政治家の利益誘導によって建設された施設や道路などを例示する。ただし、現在では無駄な施設等をつくった場合には、市民から糾弾され、かえって信頼を失うこともあることも触れる。 ・現在の政治の在り方に目を向けさせる。 ・議会制民主主義システムのもつ弱点に気づかせる。 ・雰囲気にならされず、物事を批判的に考察し、広い視野と開かれた態度で、公正に判断することの必要性を理解させる。

【主な参考文献】

- 板野潤治『日本近代史』ちくま新書、2012年。
- 鈴木淳『日本の歴史 20 維新の構想と展開』講談社、2002年。
- 佐々木隆『日本の歴史 21 明治人の力量』講談社、2002年。
- 伊藤之雄『日本の歴史 22 政党政治と天皇』講談社、2002年。
- 拙稿「地域利益誘導型政治家の原型—大橋頼模」静岡近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社、1999年。
- 拙稿「大橋頼模と中遠疑獄事件—事件にみる地域の政治構造—」静岡近代史研究会『静岡近代史研究』第25号、1999年。

【主な資料】

- ① 笹山晴生・佐藤信・高埜利彦『詳説日本史』山川出版社、2012年、pp.282-299。
- ② 『大日本帝国憲法』「第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ經ヘシ」
- ③ 「明治三十二年選挙干渉」『静岡県史』資料編 13 近代三、pp.63-64。
- ④ 拙稿「明治期の政争～地域利益誘導型政治の原型～」静岡県教育委員会編『資料に学ぶ静岡県の歴史』2009年、pp.118-119。
- ⑤ 拙稿「議会政治の発足」『豊田町誌』通史編、静岡県磐田郡豊田町誌編纂室、1996年、pp.828-842。
- ⑥ 『静岡民友新聞』明治35年1月30日付記事。

学習計画では、導入として、国会議員が地域の代表であるとともに国政に携わる立場にあることから、「もし自分が国会議員を選ぶとしたら、地域への利益誘導に熱心な候補者と国全体の政策を優先する候補者のどちらを選択するか」ということを学習課題として考えさせる。ただし、現代の政治は、明治期のような地方名望家・村落支配者層による単純な地域利益誘導型の構造ではない。共同体の変化、価値観の多様化、市民運動の活発化、情報化の進展等により、利益誘導の恩恵を被らない地域だけでなく、利益を受ける地域であっても市民運動等による異議申し立てが行われることが多い。実践にあたり、生徒には、地方空港の建設問題や、政権交代に伴う公共工事の凍結・再開問題、原子力発電所の建設・再稼働問題などの事例を示しながら、時代状況の違いについて捉えさせる。

展開1では、大日本帝国憲法の内容や帝国議会のしくみに関する学習を通して、自由民権運動敗北後の初期議会期における民党（自由民権派）と藩閥政府の対立の状況を押さえ、基礎的な知識の習得をめざす。さらに、①「民権運動の系譜を引く政党間で争いが起こったのはなぜか」、②「藩閥政府が激しく争っていた民党と提携したのはなぜか」という二つの課題を通して、議会政治下における政府および民党の変質について捉えさせ、帝国憲法下の議会政治のしくみや政党の在り方等について理解させたい。

続く展開2では、明治30年代に静岡県西部地域で起こった中遠疑獄事件を題材として、民党間の政争と地域利益誘導型政治の構造、さらにその構造を支える民衆意識について、「公」と「私」の視点から批判的に考察させる。はじめに、中遠疑獄事件について概説する。その上で、「次々と自由派の村に補助金が交付される中で、もし自分が進歩派の村長だったらどのような行動をとるか」という課題を投げかけ、③進歩派をやめて自由派に入り、その代わりに補助金を獲得する、④進歩派のままでいて、自由派の不正を社会に訴える、という二つの選択肢を提示して選択・討論させる。生徒を村落指導者の立場に立たせることにより、当時の人々の葛藤について考えさせ、地域利益誘導型政治の問題点をつかませる。さらに、関係者が逮捕された後の裁判に対する村民たちの対応を通して、地域利益誘導型政治を支える民衆意識についても捉えさせたい。

終結では、地域利益誘導型政治が議会政治システムに内在する問題であることを捉えさせ、市民として公正の原理に基づく判断が重要であることを理解させる。はじめに、「地元地域への利益誘導と政党・政治家の勢力争いは、この時代だけのことか」と問いかけ、生徒の思考を現代政治の在り方へと向けさせる。当然のことながら、明治期と現代とでは歴史的条件が大きく異なり、単純な

利益誘導型の政治や露骨な勢力争いは表面に出にくくなっている。それだけに、地域社会の奥深くを探ると、議会制民主主義というシステムの下で、本稿で述べたような問題が現代的な衣を纏って潜んでいるということに気付かせることも必要であろう。

単元の最後に、導入で提示した課題について再度考えさせ、討論させる。その際、生徒の意見の変容や思考の深まりに着目し、明治期の地域利益誘導型政治に関する授業を経たことにより、政治的判断力の高まりが見られたかどうかを捉えたい。

IV. おわりに

本稿では、従来の地域史学習における「地域」の位置づけが、誇るべき地域の歴史と困難を乗り越え力強く生きるポジティブな民衆の姿を描く場となっていたために、社会の有り様と民衆の真の姿を捉えるには不十分であったことを指摘した。その上で、地域史研究の成果である地域利益誘導型政治の成立と政争を題材として教材化することにより、地域の暗部といえる事象にも光を当て、それを生徒に批判的に捉えさせることで、政治的判断力の育成に資することが可能となることを示した。

現在、政治への無関心が蔓延し、既成政党が凋落し、無党派層が増大している。その一方で、NGO・NPOをはじめとする市民的活動が活発化するとともに、現状を打破する強いリーダーシップと団結・絆を求める雰囲気社会に広がっている。その意味では、現在の日本は、本稿で扱ったような単純な地域利益誘導型の政治というよりも、大衆の雰囲気によって国の行く末が左右されるような状況の中にある。それ故に、社会事象を批判的に捉え、自己の思想や行動を反省的に吟味し、公正な政治的判断のできる市民の育成が強く求められているのである。

【註】

- (1) 溝口和宏「歴史教育による社会的判断力の育成(1) —法的判断力育成のための歴史教材例—」全国社会科教育学会『社会科研究』第50号, 1999年, pp.211-220。
- (2) 宮里浩寧「社会的判断力を育成する歴史学習の工夫 —葛藤のある選択場面づくりと討論の場を通して—」『教科指導の実践的研究』広島県立教育センター, 2002年, pp.17-24。
- (3) 谷口和也『昭和初期社会認識教育の史的展開』風間書房, 1998年。「郷土教育運動」日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい, 2000年, pp.4-5。
- (4) 宮田登『日本の民俗学』講談社学術文庫, 1985年。
- (5) 木村博一「社会科と郷土教育」『歴史地理教育』No.115, 1965年(のち石山久男・渡辺賢二編『展望 日本歴史2 歴史教育の現在』東京堂出版, 2000年,

- pp.96-108)。
- (6) 木村前掲 (5) 論文。
- (7) 古谷直康「地域社会史の提起」『歴史地理教育』No.149, 1968年 (のち石山久男・渡辺賢二前掲書, pp.109-114)。
- (8) 黒羽清隆「戦後の歴史教育を考える」『経済往来』1965年8月号 (のち『増補版日本史教育の理論と方法』地歴社, 1975年, pp.3-19)。
- (9) 関原正裕「第I部第7章地域の掘りおこし運動と地域に根ざす歴史教育」歴史教育者協議会編『歴史教育五〇年のあゆみと課題』未来社, 1997年, pp.150-164。
- (10) 関原前掲 (9) 論文。安井俊夫「なぜ地域の歴史をほり起こし実践するのか」『歴史地理教育』No.195, 1972年 (のち石山久男・渡辺賢二前掲書, pp.115-121)。
- (11) 小原友行『『地域に根ざす社会科』の授業構成一若狭・安井・鈴木実践の分析一』『社会科研究』30号, 1982年, pp.148-157。
- (12) 須賀忠芳「地域史からみる日本史教育とその試み—会津田島を素材に—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.86, 2001年, pp.12-13。
- (13) 遠山茂樹「歴史教育と歴史学」『歴史学から歴史教育へ』岩崎書店, 1961年 (のち石山久男・渡辺賢二前掲書, pp.16-25)。
- (14) 朝倉隆太郎「地域と地域学習の本質」朝倉隆太郎編著『地域に学ぶ社会科教育』東洋館出版社, 1989年, pp.7-14。
- (15) 佐藤照雄「社会科教育と民俗学」桜井徳太郎監修・佐藤照雄編集代表『社会科のための民俗学』東京法令出版, 1981年, pp.8-21。佐藤「学習指導要領の改訂と今後の日本史教育—地域史, 民俗学の取り入れを中心に—」『地方史研究』169号, 1981年 pp.16-28。
- (16) 渡辺賢一「第二章地域に根ざす歴史教育」に寄せたコメント (石山久男・渡辺賢二前掲書, pp.94-95)。
- (17) 黒羽清隆「年間計画の作成と指導の重点・事例4」長野正編『日本史の基本的事項と計画』明治図書出版, 1966年 (のち「日本史の基本的事項と指導計画」と改題して黒羽清隆前掲書, 1975年, pp.29-58)。
- (18) 文部省『中学校学習指導要領 (平成20年12月) 解説—社会編—』大阪書籍, 1999年。
- (19) 地域の規模に応じた調査の実践例としては, 拙稿「国家規模の地域調査に関する授業実践—人間・産業・歴史の観点から—」(日本地理教育学会『新地理』第50巻第1号, pp.20~31)等を参照されたい。
- (20) 佐伯真人・大杉昭英・洪澤文隆『新中学校教育課程講座<社会>』ぎょうせい, 2000年, pp.112-113。
- (21) 宮原武夫『子どもは歴史をどう学ぶか』青木書店, 1998年, pp.335-337。
- (22) 市川伸一『学力低下論争』ちくま新書, 2002年。
- (23) 堀内一男・伊藤純郎・篠原総一編著『中学校新学習指導要領の展開社会科編』明治図書出版, 2008年。
- (24) 筆者が携わった『豊田町誌』の編纂では, 事件に関係した人々の子孫をはじめ, 地域の方々の理解・協力を得て史料の提供をいただくことができた。市町村史のように地域が限定されるほど, 地域の暗部ともいえる事象に関する叙述は難しくなる。地域の政争等を扱う場合, 一般的には, 有泉貞夫による山梨県の事例(『明治政治史の基礎過程』吉川弘文館, 1980年)や県史等の都道府県単位での研究成果を用いて教材化を図るのが妥当であろう。
- (25) 平成24年度版『新しい社会 歴史』東京書籍, 2012年, p.163。
- (26) 高等学校日本史教科書『詳説日本史』山川出版社, 2012年。
- (27) ここでは主に拙稿「明治期の政争—地域利益誘導型政治の原型—」(静岡県教育委員会『資料に学ぶ静岡県の歴史』2009年, pp.118-119)による。生徒に示す授業用資料も概ねこのような内容となる。なお, 詳しい内容については, 拙稿「大橋頼摸と中遠疑獄事件—事件にみる地域の政治構造—」(静岡県近代史研究会『静岡県近代史研究』第25号, 1999年, pp.64-84)等を参照されたい。
- (28) 大橋頼摸『大橋頼摸一代記』, 1912年。
- (29) 森分孝治「市民的資質育成における社会科教育—合理的意思決定—」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第13号, 2001年, pp.43-50。
- (30) 児玉康弘「探究的授業構成論の再評価—市民的資質育成における社会科学の役割—」『社会科研究』第62号, 2005年, pp.1-10。

【連絡先 鈴木 正行

E-mail: ms30740@city.hamamatsu-szo.ed.jp】

The Development of Units in a Textbook on the Education of Local History for the Purpose of Fostering Students' Abilities of Political Opinions: Through Teaching Materialization of the Politics Aiming at Profits in Local Areas during the Latter Half of the Meiji Period

Masayuki SUZUKI

Abstract

This study aims at developing a unit I have made for the education of history at junior high school. The unit is to foster students' political opinions for the local history where they were born and live.

When surveying a history from the education of their native places to the education of near regions, we come to realize that the regions have been thought of as places to be proud of by studying people's attitudes endeavoring to develop their regions and fighting injustice against their rulers. However, taking on another view, it can be said that the dark side of a regional history has been ignored everywhere. I think the real facts of history must lie in these dark sides. By including them, the education of local history should be linked between the present and the past times. Here in this point, I claim that there are a lot of possibilities fostering students' political opinions.

For this aim, I have developed a unit in the textbook of history education at junior high school, which I will show in this paper. The material of this unit is a scandal about the politics by leading profits and the strife of politics of the political parties during the latter half of the Meiji Period. This scandal is called "Chuen Gigoku Jiken." In this unit, by considering the structure of politics and the consciousness of the local people, I propose an education plan for understanding the political opinions based on the rightness.

Keywords

Political Opinions, Region, Local History Education, Politics by Leading Profit